新潟県有形文化財の指定について

資料№２

１　県有形文化財に指定された文化財について

　　名　　　称：木造菩薩立像

　　員　　　数：２躯

　　所　在　地：長岡市中潟町

　　所　有　者：個人

　　指定年月日：平成30年３月23日

　　概　　　要：長岡市中潟町観音堂（個人敷地内）に安置される木造菩薩立像。両像ともカツラ材の一木造で、像高はともに約154cm。平安時代後期の作例とみられる。

中越大震災後、平成19年の修理で、像内より貞享５年（1688）の常光院教瑞による修理銘札や仏像と舎利塔が見いだされた。

製作年代の古さに加え、地域性を示す作風が見られることや、江戸期の修理によって文化財的価値を高めたと考えられることから、近世仏教彫刻史・地域史の一資料としても貴重である。

２　県文化財指定に伴う市指定の解除について

平成30年３月23日付けで新潟県有形文化財の指定があった下記の長岡市有形文化財について、長岡市文化財保護条例（平成17年長岡市条例第97号）第５条第３項の規定に基づき、同日付けで長岡市有形文化財の指定が解除された。

　　名　　　称：菩薩形立像

　　員　　　数：２躯

　　所　在　地：長岡市中潟町

　　指定年月日：昭和61年３月25日